

答 申 書

第1 当審査会の結論

市川市長（以下「実施機関」という。）が行った一部請求拒否決定は妥当である。

第2 事実

審査請求に至る経緯

1 公開請求

令和3年3月9日、審査請求人は、実施機関に対し、市川市公文書公開請求書を提出し、市川市職員である部長及び課長のメールアドレス（以下「本件メールアドレス」という。）が記載された公文書（以下「公開請求公文書」という。）の公開を求めた。

2 実施機関の決定とその内容

令和3年4月2日、実施機関は、本件メールアドレスを公開すると次のようなおそれを生じさせることから、市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に該当するとして、本件メールアドレスを非公開とする一部請求拒否決定（以下「本決定」という。）を行い、その旨を同日付け市川市公文書公開（一部請求拒否）決定通知書により審査請求人に通知した。

- (1) 業務と関係のないメールが大量に送信され、不要なメールを削除する手間が発生するおそれ（以下「本決定理由1」という。）
- (2) 業務に必要なメールを誤って削除してしまい業務に支障が生ずるおそれ（以下「本決定理由2」という。）
- (3) 迷惑メールに含まれるウイルスによる感染被害のおそれ（以下「本決定理由3」という。）
- (4) 外部からの標的型攻撃メールの送信による情報窃取等のおそれ（以下「本決定理由4」という。）

3 審査請求

令和3年4月5日、実施機関は、審査請求人に対し、条例第7条第2項本文の規定に基づき、非公開情報が記録されている部分を除いた公開請求公文書の写しを電

子メールにより交付した。

令和3年4月13日、審査請求人は、本決定の取消しを求めて、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本決定は、次のとおり合理的でなく不当である。

- (1) 職員が、公務員らしく、誰に恥じることもなく正しく行動し、業務を遂行していれば、業務に関係のないメールが大量に送信されてくるはずはなく、また、大量に送信された業務に関係のないメールを削除する必要もない。
- (2) どの組織も最新技術を導入し、ウイルス感染対策及び情報窃取対策をしている。悪人と技術力の競争であるが、悪人に負ければ、そのシステムを諦めるしかない。
- (3) より良い市民サービス（迅速なコミュニケーション、責任ある対応）のためには、案件により部長や課長と直接コミュニケーションをとることが最重要かつ必要であり、それにより業務上支障が生じるとは考えられない。
- (4) 部長や課長は面談した業者や市民と職員の業務用個人メールアドレス入りの名刺を交換していることから、本件メールアドレスは、現に公衆が知り得る状態に置かれている。そのため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第5条第1号ただし書イに該当し、非公開情報に当たらない。
- (5) 政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、メールアドレスの情報を公にする意義は大きいため、法第5条第1号ただし書ハに該当し、非公開情報に当たらない。
- (6) 条例第8条第1項第6号に該当するためには、名目的、抽象的に事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に事務又は事業の遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件メールアドレスは、次のとおり、公開することにより、実施機関の事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

1 本決定理由1及び本決定理由2について

- (1) 本件メールアドレスを公開した場合、実施機関は本件メールアドレスがどのように管理等されるか確認することができず、公開を受けた者以外の第三者へと流出し、悪用されてしまう可能性がある。
- (2) 近年、フィッシング詐欺などが疑われるメールの受信を自動で排除する「フィルタリング機能」が充実してきているが、官民間問わず、迷惑メールに関する被害が社会問題になっており、本件メールアドレスを公開することにより、業務に関係のないメールが大量に送信されてくる等の問題が生じる可能性は排除できず、相当のリスクを伴う。

2 本決定理由3及び本決定理由4について

- (1) ウイルス感染や情報窃取を完全に防ぐことのできるセキュリティ対策ソフトは存在しないことから、職員の業務用個人メールアドレスの公開範囲が広がるほど、比例して、ウイルス感染やハッカーによる情報窃取等の被害が発生するリスクが高まる。
- (2) その対策として、「迷惑メールを受信する」という状況をできるだけ発生させないようにすることが極めて重要である。

3 市川市におけるメールアドレスの利用状況について

- (1) 職員の業務用個人メールアドレスは、本市各職員に対し、その職務遂行のために付与されるものであることから、「実施機関の事務又は事業に関する情報」に該当する。
- (2) 職員の業務用個人メールアドレスは、主に、庁内、国、他の地方公共団体、業務上関係のある事業者又は市民とやり取りをするために使用することを想定しており、非公開の情報として運用している。
- (3) 不特定の事業者や市民からの問い合わせや電子メールでのやり取りは、市の公式ホームページにおける問合せフォーム又は各部署に付与されている課の代表メールアドレスを用いて行っている。
- (4) 部長や課長が面談した事業者や市民と職員の業務用個人メールアドレス入りの名刺を交換することはあるが、それは業務上関係のある事業者又は市民に対して行っているものである。
- (5) 迷惑メール等による被害のリスクを恐れて市の全てのメールアドレスを非公開として電子メールによる連絡を行わないようにすると、住民サービスの大幅な

低下を引き起こしかねないことから、迷惑メール等による被害のデメリットと住民サービスとして提供することのメリットとを比較、検証した上で、上記(2)及び(3)の運用をしている。

4 条例第8条第1項第6号に該当することについて

- (1) 審査請求人は、本決定の根拠法令ではない法第5条第1号を引用して主張しているが、本決定の根拠法令である同号と同旨の条例第8条第1項第1号を引用して主張しているものと解して、以下反論する。

審査請求人は、「保護する必要性が乏しいとして不開示情報（非開示情報）から除かれている」として法第5条第1号イ（条例第8条第1項第1号アに相当）及び法第5条第1号ハ（条例第8条第1項第1号ウに相当）に掲げる情報を挙げているが、これらの規定は、「非開示情報」の一つである「個人情報」の範囲から条例第8条第1項第1号ア及びウに掲げる情報が除外されることを示したものである。本決定は条例第8条第1項第6号に掲げる情報が含まれていることから当該情報を非公開としたもので、このような審査請求人の主張は当てはまらない。

- (2) 上記1及び2のとおり、本件メールアドレスを公開することにより実質的、具体的に事務又は事業の遂行に支障が生じる相当の蓋然性は、十分にある。

第5 当審査会の判断

- 1 当審査会は、令和3年12月16日付け市川第20211206-0143号により市川市長村越祐民から条例第18条の2に基づき審査請求について諮問を受け、

- (1) 令和3年3月9日付け審査請求人からの「公文書公開請求書」
- (2) 令和3年4月2日付け実施機関からの「公文書公開一部請求拒否決定通知書」
- (3) 公開対象公文書の写し
- (4) 令和3年4月13日付け審査請求人からの「審査請求書」
- (5) 令和3年6月3日付け実施機関からの「弁明書」
- (6) 令和3年7月26日付け審査請求人からの「反論書」
- (7) 令和3年8月30日付け実施機関からの「再弁明書」
- (8) 令和3年9月17日付け審査請求人からの「再反論書」
- (9) 実施機関からの「証拠書類1～4」

以上、実施機関から提出された資料及び実施機関からの説明を踏まえ検討し審議した。

- 2 当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を基に調査審議した結果、次のとお

り判断する。

(1) 本件メールアドレスについて

本件メールアドレスは、実施機関の各職員に対し、その職務遂行のために付与されるものである。したがって、本件メールアドレスは、「実施機関の事務又は事業に関する情報」に該当する。

(2) 条例第8条第1項第6号について

条例第8条第1項第6号は、公開しないことができる情報として、「監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。ここで、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要であると解される（条例第8条第1項と同旨の法の規定に関する大阪地方裁判所平成19年6月29日判決（判例タイムズ1260号186頁））。

(3) 本件メールアドレスが条例第8条第1項第6号に該当するかどうかについて

① 上記第3の2の審査請求の理由(1)、(2)及び(6)について

審査請求人は、職員が公務員らしく正しく行動し、業務を遂行していれば、業務に関係のないメールが大量に送信されてくるはずはなく、そのようなメールを削除する必要はない、また、最新技術を導入しウイルス感染対策及び情報窃取対策をしても、悪人との技術力の競争に負ければ、そのシステムを諦めるしかないと主張している。

しかし、セキュリティ対策が充実してきているとはいえ、迷惑メールに関する問題が社会問題化していること、現代の状況として、迷惑メールやウイルスは進化しており、順次、先進的な対応をしなければならないこと、ウイルス感染や情報窃取を完全に防ぐことのできるセキュリティ対策ソフトは存在しないこと、本件メールアドレスを公開すると第三者に流出し、悪用されるおそれがあること、現に市川市において非常に多くの迷惑メールが届いている実態があることを踏まえると、本件メールアドレスを公開することにより実質的、具体的に事務又は事業の遂行に支障が生じる相当の蓋然性は認められる。

なお、令和3年12月21日、令和4年1月21日及び同年3月22日、当

審査会において、実施機関から迷惑メールの件数について説明を聴取したところ、市川市全体のメールサーバに届いた迷惑メールの件数は、令和2年度では約217万件、令和3年度（令和4年2月28日現在）では約243万件であるとのことだった。

② 上記第3の2の審査請求の理由(3)について

審査請求人は、部長や課長と直接コミュニケーションをとることにより業務上支障が生じるとは考えられないと主張しているが、上記①により支障が生ずるおそれが認められる。

なお、上記第4の3の運用により、市民が部長や課長と直接コミュニケーションをとることは可能である。

③ 上記第3の2の審査請求の理由(4)及び(5)について

ア 条例第8条第1項第1号について

条例第8条第1項第1号は、公開しないことができる情報として、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定している。

イ 条例第8条第1項第1号ア及びウについて

条例第8条第1項第1号アは、公開しないことができる情報に含まれない情報として、「法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))をいう。以下同じ。)若しくは他の条例の規定により、又は慣行として、公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」を規定したものである。

また、同号ウは、公開しないことができる情報に含まれない情報として、「公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報」を規定したものである。

ウ 本件メールアドレスが条例第8条第1項第1号ただし書ア及びウに該当

するかどうかについて

審査請求人は、本件メールアドレスは条例第8条第1項第1号ア及びウの公開となる情報に当たるから、本件メールアドレスを非公開と決定した本決定は取り消されるべきであると主張している。

しかし、本件メールアドレスは、条例第8条第1項第6号の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため非公開とされたのであって、本件メールアドレスが同項第1号の「個人情報」に該当するかどうかは、本決定の理由とは無関係であるから、審査請求人の主張は、本決定の取消しを求める理由にはならない

- 4 以上のことから、当審査会は、上記第1のとおり、実施機関が行った本決定は妥当であると判断する。

第6 当審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月16日	諮問書の受理
令和3年12月21日 (第87回審査会)	調査審議(第1回)
令和4年1月21日 (第88回審査会)	調査審議(第2回)
令和4年3月22日 (第89回審査会)	調査審議(第3回)

委員 山本宏子、泉響子、藤原宇基、土屋孝伸、筑紫圭一